

根室市合併処理浄化槽設置補助事業をご希望の皆様へ

1 設置予定の浄化槽処理対象人員について

- ・住宅の面積が130㎡以下 5人槽
- ・住宅の面積が130㎡を超える 7人槽
- ・浴室及び台所が2つ以上ある住宅 10人槽

※ ただし、明らかに実情に副わないと考えられる場合は、算定人員を増減することができます。

処理能力の大きな浄化槽ほど、本体価格・維持管理経費が増加傾向にありますので、適正な処理対象人員を浄化槽設置業者に相談し選定してください。

2 申 請

- (1) 補助金の申し込みが予算額を超過する場合は、交付の優先順位を専用住宅の新築・既設の順とし、抽選により決定する場合があります。
- (2) 浄化槽設置補助金申請書の提出は、設置業者にご相談ください。
- (3) 事業完了は、当該年度の3月末日が最終になりますので、補助金交付申請書は余裕を持って提出してください。(遅くても、当該年度の2月末日までに実績報告書を提出してください。また、浄化槽設置届出は、補助金申請書提出の10日以前には提出が必要です。)

3 経 費

浄化槽設置工事費の他に、浄化槽保障登録証(9,800円以内)、法定検査手数料(浄化槽法第7条検査13,000円)が必要です。

設置後は、保守点検・浄化槽清掃・法定検査(浄化槽法第11条検査8,000円)の3つの義務が定められています。

浄化槽を使用する方が負担する年間維持管理経費(保守点検・清掃・法定検査・電気代等)のおおよその目安は8万円~10万円です。

※使用している浄化槽の型式や使用状態によって増減します。

4 設置希望調書

次年度以降に、浄化槽設置を計画されている方は、「合併処理浄化槽設置補助金申込書兼設置希望調書」に「今後、補助金で設置希望の方」欄に記入の上、下記まで提出いただけますようお願いいたします。

○ 問い合わせ

根室市市民福祉部市民環境課環境衛生担当(市役所1階6番窓口)

電話 0153-23-6111(内2130)